平成２６年（フ）第９２５８号
東京都大田区池上４丁目30―６―902　第３朝日ビル
債務者　榎本　尉孝
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２５９号
東京都足立区舎人６丁目９―18―610
債務者　大野由紀子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５５号
静岡市葵区七間町７番地の８　セブンセンタービル602号
債務者　成岡　明子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午後１時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７号
大分県国東市武蔵町糸原3505番地
債務者　豊田　信子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第９２０３号
神奈川県厚木市関口436―３―307
債務者　小野瀬ゆかり
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第３７８号
福岡市東区多の津１丁目５番７号
破産者　株式会社宣技堂
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７６２号
佐賀市本庄町大字本庄575番地４
破産者　株式会社ライフ・21佐賀
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２５２号
福岡市博多区築港本町13番６号
破産者　株式会社あんだ一つり一
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６３６号
福岡市南区三宅３丁目15―18　アクト大橋駅南401号、住民票上の住所福岡市南区高宮５丁目17番９―801号
破産者　亡木下知二相続財産
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９６５号
福岡県朝倉市杷木久喜宮1820番地１
破産者　コスモス観光株式会社
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６１５号
栃木県宇都宮市泉が丘４丁目４番４号　今泉市営住宅４号棟23号
破産者　星奈ちか子
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６６５号
栃木県下野市下坪山1902番地４
破産者　日康運輸興業有限会社
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５２号
栃木県鹿沼市上殿町219番地36　ローズヴィラ203、前住所栃木県鹿沼市上殿町324番地４
破産者　モンターニョ　ダザ　ファビオラ
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６９号
栃木県小山市駅東通り１丁目24番22号日神パレステージ小山ウインフォート1005号
破産者　株式会社あさひ総合研究所
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２７０号
栃木県小山市大字横倉新田91番地６　フローラ小山Ａ202号室
破産者　柳　　卓也
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０２号
栃木県足利市宮北町19番地の２
破産者　株式会社関谷土木
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第５１号
兵庫県尼崎市食満７丁目24番16号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市食満７丁目28番７号グレープヴァイン南台101号
破産者　奥村　　泰
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９２号
神戸市北区八多町吉尾80番地
破産者　株式会社ＭＫＳ
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係